

4. 農場 HACCP を活用した大規模肉用牛農場における

飼養衛生管理基準遵守の取組

宇佐家畜保健衛生所

○山中恒星

【はじめに】近年は食品の安全の確保が強く求められる傾向にあり、食品衛生法に基づく食品営業者は HACCP による衛生管理が義務化された。しかし食品の安全を確保するためにはフードチェーンの上流に位置する畜産農場から消費者へ、一貫した衛生管理による安全な畜産物の供給を行う必要がある。その一助となるのが農場 HACCP であり、2021 年まで当県の農場 HACCP 認証農場は肉牛 1 農場、豚 2 農場、採卵鶏 1 農場の計 4 農場だったが、2022 年に新たに黒毛和種一貫飼育及び交雑種肥育を行っている 1 農場が認証され計 5 農場となった。その認証を取得した管内の 1 農場について、農場 HACCP システムを活用した飼養衛生管理基準（以下、基準）遵守の取組を行ったので、概要を報告する。

【農場概要】当該農場は黒毛和種の繁殖（母牛 30 頭、周年放牧実施）及び肥育（20 頭）の一貫経営、交雑種（F1 約 1100 頭）の肥育を行う大規模農場である。農場は 2017 年から農場 HACCP に取組、同年に農場 HACCP 推進農場に指定、2022 年 4 月に初回審査を実施、10 月に HACCP 認証を取得。農場の HACCP 取組の動機としては、農場の衛生管理の向上や作業手順の平準化、外部及び内部コミュニケーションの向上等が挙げられる。HACCP チームは農場従業員（取締役 3 名及び社員 2 名）、動物医薬品販売会社、畜産協会、臨床獣医師、北部振興局、宇佐家保で構成され、毎月 1 回 HACCP チーム会議及び年 1 回の内部監査を実施。併せて会議時に文書作成等の支援を実施した。

【取組内容】家保は、月 1 回の HACCP 会議や月 1 回の繁殖検診の際に主に飼養衛生管理に係る指導及び従業員の教育訓練を実施。2020 年以降の基準改正時も HACCP 会議で対応を検討した。また年 1 回の内部監査において内部監査員を務めた他、かかりつけ獣医師から依頼のあった際必要に応じて病性鑑定を実施した。

①基準遵守状況の随時確認：HACCP 会議の都度遵守状況を確認。また基準改正の際も事前に改正案の情報提供を行い、改正基準遵守に向け事前協議を実施。指導が必要な項目は以下に示すように、基準改正時に追加された項目が主であった。

②飼養衛生管理マニュアルの作成：HACCP 会議の機会を活用し、HACCP メンバー内で内容を協議しながら作成。作成したマニュアルは該当する作業箇所に掲示をした（図 1）。特定症状の早期通報等もマニュアルで明記している。

③飼養衛生管理者の配置：農林水産省が示す、指導の手引きに基づき必要な人数を計算し、当該農場は最低2名必要である旨指導した（図2）。

図1：マニュアル掲示



図2：飼養衛生管理者

牛の種類 (必要な 管理者数)	成牛	育成牛・ 子牛
黒毛	29頭 (0.15人)	31頭 (0.02人)
F1	303頭 (1.52人)	831頭 (0.28人)
管理者数 計	1.97人	

※飼養衛生管理基準遵守指導の手引きを参照
成牛:200頭/人 育成牛・子牛:3000頭/人

④飼養衛生管理区域の設定の指導：当該農場は畜舎が多数あり、かつ公道を間に挟むような配置であり、複数箇所（A～C）を設定（図3）。また区域内の愛玩動物飼育禁止、管理区域境界の明瞭化も指導（図4）。出入口に消石灰散布や立ち入り禁止の看板を設置。

図3：飼養衛生管理区域

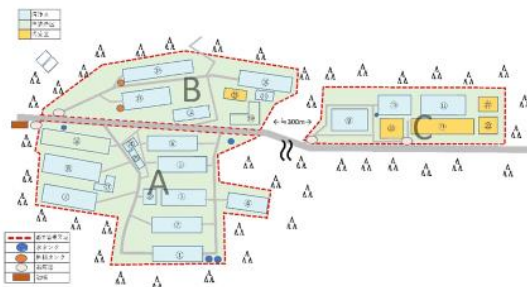


図4：飼養衛生管理区域境界



⑤交差汚染防止措置：衛生管理区域出入口付近にある従業員の休憩所や来場者の立入記録記録帳所等に貸出用の衣服や靴の設置を行い、着替え前後の同線が交差しないようゾーニングした（図5）。併せて手指消毒及び車両消毒設備設置を指導した。畜舎入口には手指及び長靴消毒設備を設置（図6）。

図5：衛生管理区域出入口



図6：畜舎入口の消毒設備



⑥来場者記録の作成：HACCP の取り組み実施当初から、農場で立入記録の様式を作成し記録を実施していたが、改正基準に合わせ入場者及び車両の消毒実施の項目を追加した(図7)。

図7：来場者記録



【まとめ及び考察】今回、農場 HACCP 認証取得に向けた取組を実施している管内の黒毛和種一貫経営及び交雑種肥育農場において、農場 HACCP システムを活用した基準遵守に向けた取組を行った。管内牛農場の基準各項目の遵守状況の平均は90%であり、全項目を完全に遵守している農場は僅か2.5%であった。当該農場は認証申請にあたり、家保の指導のもと、取組を行った結果各項目の完全遵守を達成できた。管内牛農場においては、豚や鶏農場と比較し基準の遵守率が低いことが課題となっており、今後も本事例をモデルに基準の遵守率向上に努めていきたい。

また取組開始以降、それ以前と比べ事故率の低減(図8)や枝肉成績の向上(図9)も見られた。理由としては、毎月の会議への参加により農場内外のコミュニケーションが密になった事、飼養衛生管理が向上した事が生産性向上にも結びついたと考える。今後は維持審査や更新審査の合格を目指し、衛生管理の更なる検証や改善を実施していきたい。

図8：事故率



図9：枝肉成績

